


 巻頭言

年頭にあたって —IPM (総合防除) について思うこと—



一般社団法人 日本植物防疫協会 常務理事兼支援事業担当部長 **曾 ね 信 三 郎**

謹んで新春のお慶びを申し上げます。昨年6月14日の総会において役員の改選が行われ、堀江博道幹事の退任に伴い、篠原弘亮氏を幹事に迎え、新たな体制で事業を推進しております。

2024年度は事業計画として、

1. 病虫害防除の主幹となる農薬の登録・再評価に必要な試験を国・都道府県、農薬メーカー、防除機メーカー等の植物防疫関係者との強固な協力体制を維持しつつ着実に実施する。
2. 委託試験の実施主体である都道府県の試験研究機関と協力し、病虫害防除に関する技術研修会を開催する。
3. 農業現場における植物防疫に係る課題を国・都道府県、農薬メーカー等より拾い上げ、関係者とともに情報共有を図り解決へ向けた検討に努める。

という三つの柱を重点課題として取り組んでいます。

私が担当している支援事業では、登録の少ない農作物に対する農薬登録の促進（準メジャー作物への登録試験経費の助成等）、植物防疫に関する研修会および講演会等の開催（植物防疫研修会、植物防疫技術研修会、シンポジウム）、植物防疫に関する歴史的な史料の展示（植物防疫資料館、古書のデジタル化とHPへの公開、「植物防疫」アーカイブ等）、植物防疫に関する印刷物の発行（農薬概説、農薬要覧等）、植物防疫に関する諸情報の収集および提供（JPP-NET）等を行っています。「植物防疫技術研修会」では都道府県の植物防疫関係者の協力のもと「同 企画運営委員会」を立ち上げ、都道府県の試験研究者のスキルアップに協力しています。また、シンポジウムでは、2024年9月に「農業現場が求める病虫害防除の情報とは何か」をテーマに、行政、植物防疫関係機関、農薬メーカー、農業者等のそれぞれの視点から意見をいただき、今後の病虫害防除に係る情報提供についての課題を明らかにしました。本年1月では、「農家にとってのIPM実践の意義を考える」をテーマに、9月のシンポジウム同様にそれぞれの視点から意見をいただき、現場でのIPMの普及における課題について考えたいと思っています。今回シンポジウムにIPMを取り上げることにあたり、私の思いを少し述べたいと思います。

病虫害防除の歴史をみると、病虫害の発生は天災で人知を超えたものとした「神頼みの時代」から除虫菊や銅

剤・硫黄剤等の「天然物・無機化合物利用の時代」を経て、「有機化合物（化学農薬）利用の時代」に移行してきました。DDT、 γ -BHCパラチオン等の初期の有機化合物は効果を重視し、広いスペクトル、高い効果、長い残効性を示す一方、環境に対する影響が大きく、1962年にレーチェル・カーソン女史が著した「沈黙の春」に書かれているように、農地や人体への蓄積、野外生物への影響、天敵の死滅による新害虫の発生等が認められ、化学農薬のみに依存しない病虫害防除の手法を紹介しています。1965年にFAOがIPMを「あらゆる適切な技術を相互に矛盾しない形で使用し、経済的被害を生じるレベル以下に害虫個体群を減少させ、かつその低いレベルに維持するための害虫個体群管理のシステム」と定義し、IPMの重要性が認識されました。化学農薬は、これらの警鐘を受けて、より低毒性で環境に影響の少ない剤が開発され、また、薬剤抵抗性が発現しても新規の作用機構を有する薬剤が次々と開発されてきました。しかし、近年の規制強化、開発費用の増加に伴い、年々、新規薬剤の登録が難しくなっており、改めてIPMの重要性が認識される状況となってきています。我が国の行政では、2004年に有識者による「総合的病虫害・雑草管理検討会」を経て「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針」が公表され、2022年には「改正植物防疫法」が公布され、発生予防を含めた総合防除が推進されています。

では、現在求められるIPMとはいかなるものでしょうか？IPMは“自然に帰れ”を意味するものではなく、“生物農薬を使用すれば良い”というものでもありません。食料の安定供給に化学農薬は欠かせない資材です。物理的防除法、耕種的防除法により病虫害の発生を抑え、化学農薬、生物農薬等を上手く活用しつつ、効率的・省力的な防除を実践することが重要と考えています。病虫害防除におけるIPMの概念は間違いのないのですが、実践するにあたって生産者の理解が必要となります。IPMを実践することにより、病虫害の防除がより効率的・省力的でなければIPMの定着は難しいと考えています。1月のシンポジウムでさらなる議論が深まることを期待しています。

本年も当協会に対しなお一層の皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。